



[テーマ:事業承継税制]



税理士法人 福岡中央会計
所長税理士 / 瀬戸 英晴氏

中央大学法学部法律学科卒。1995年にアメリカ・ジョージワシントン大学MBA課程を修了し、2003年に税理士法人 福岡中央会計所長へ就任。本業の税理業務の他、福岡を中心に研修や講演、執筆など幅広く活躍する。

経営者を悩ませる事業承継は 納税猶予で負担を軽減して後継者へ。

会社の経営を後継者に引き継ぐ事業承継。平成30年4月から大幅に要件が緩和された事業承継税制について、中小企業の経営者が知っておくべきポイントを専門家に伺った。

格段に活用しやすくなった 平成30年度の税制改正

— 事業承継における税制について教えてください。

瀬戸 中小企業経営者にとって、相続税負担は悩みの種ですね。そこで、自社株式にかかる納税を猶予することで負担を軽減しよう、平成21年に事業承継税制が導入されました。しかし、会社を引き継いだあと5年間は従業員が8割以上の雇用を維持することなく、一定の条件が盛り込まれていたのです。

— 現在の雇用環境では、高過ぎるハードルですね。

瀬戸 はい。納税猶予のための条件が厳しく、ずっと敬遠され続けていたのが実情です。ところが、中小企業の後継者難が深刻化したため、政府は10年間で集中対応期間とする緊急の政策パッケージを打ち出しました。その一環として既存の事業承継税制のハードルを大幅に引き下げたのが、平成30年度の税制改正です。

— どう変わったのでしょうか。

瀬戸 平成30年から5年以内に都道府県知事に計画を提出し、10年以内に自社株式を贈与などして承継を行う場合に限り、特別に有利な条件で自社株式の納税猶予が認められることになりました。納税猶予の条件は、「会社をしっかりと引き継ぐこと」と「自社株式を売却などせず持ち続けること」の2点に大別されます。

引き下げられたハードルで 相続税・贈与税を猶予。

— 詳しく教えてください。

[事業承継税 拡充の主なポイント]

	従来	拡充後(10年間)
納税猶予の適用要件	5年間で平均8割の雇用維持	雇用要件を緩和
適用対象者	経営者1人に対し後継者1人のみ	対象者を拡大 (複数人から1人への継承などを認める)
対象株式	発行済み株式総数の3分の2まで	全株式
猶予割合	80%	100%

こと」に関しては、先ほど述べた従業員の8割以上の雇用維持要件は、事実上外されることになりました。また、今までは代表権のある先代経営者1人から後継者1人に対する株式移転のみが対象でしたが、親世代の複数人に散らばっていた株式を次世代の後継者にまとめるタイミングにも制度が適用されます。この場合、後継者は代表権があれば複数人でも構いません。

— ほかに変更はありますか。

瀬戸 さらに、従来は総株式数の3分の2までしか対象にならなかったのに対し、すべての株式に適用されるようになり、その評価額の100%が猶予されること(従来は80%まで)になりました。ハードルが引き下げられたうえに、猶予される税額も増加することになります。

— 相続税対策に苦労してきた中小企業経営者にとって朗報ですね。

瀬戸 しかし、納税猶予のほうひとつのハードル「自社株式を売却などせず持ち続けること」に関しては、変更がありません。会社を引き継いだ当初5年間は、1株でも株式を売った

り贈与したりするとスキーム全体が崩れ、猶予された税額が全額課税されてしまいます。さらに、承継して5年経過した後では、売ったり贈与したりした株式に対して猶予されていた税額が課税されます。

事業承継税制が適しているか ロングスパンで見極めが必要。

— 課税のペナルティを避けるためには、どうすればよいでしょうか。

瀬戸 事業承継税制を選択して株式を引き継いだ後継者が、さらに次の世代に引き継ぐまで自社株式を保有しなければなりません。結局、同じ制度を選択し、その枠内で生前贈与とせざるを得ないのです。この場合、生前贈与した株式は相続財産に合算されるという特殊な仕組みのため、株価の低い時に贈与しなければ、事業を引き継がない相続人の税負担が大きくなってしまいます。

— 今回の税制改正が必ずしも有利に機能しないということですか。

瀬戸 はい。この制度を選択することで、都道府県と税務署に定期的な報告義務が生じるということもデメリットのひとつです。自社株式の評価がある程度コントロール可能で、評価が低い時に大きな負担なく生前贈与ができるならば、あえて新しい制度を採用しないという選択も合理的だと思えます(下図参照)。

— 自社が制度に適しているかを考えなければなりませんね。

瀬戸 事業承継税制は、数世代先の承継まで視野に入れたロングスパンで考えるべきです。これらを総合的に判断できる専門家と、じっくり将来のことを考える慎重な判断が、制度選択にあたって必要でしょう。

事業承継税制を採用した場合と、生前贈与を行って相続財産から除外した場合のシミュレーション

自社株式1億円、その他財産2億円 合計相続財産3億円 相続人A、B(2名兄弟)
Aさん:自社株式1億円+5千万円の財産=1.5億円を相続
Bさん:その他財産1.5億円を相続

- 【ケース1】事業承継税制を採用する(Aさんが納税猶予を運用)
- 【ケース2】事業承継税制を採用せず20年かけて300万円相当ずつ自社株式を生前贈与(Bさんの相続財産は1.5億円変わらず)

	Aさん税額①	Bさん税額②	税金総額①+②	Aさん手取 1.5億円-①	Bさん手取 1.5億円-②
ケース1	14,920,000円 (19,680,000円猶予)	34,600,000円	49,520,000円	135,080,000円	115,400,000円
ケース2	相続税:17,025,000円 贈与税:3,800,000円	28,375,000円	49,200,000円	129,175,000円	121,625,000円

税金総額はほとんど変わらないが、事業承継税制ではBさんの手取りが少なくなる。